

〈いじめの定義〉

いじめとは、生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

〈いじめに関する現状と課題〉

本校は、年々在籍生徒数も増えてきており、生徒の持つ個性・価値観は多様化している傾向にある。また広域通信制高校でもあるので、年2回実施しているスクーリングを除いて多くの生徒とのコミュニケーションがオンラインにて行われる。個々人の家庭環境や成長過程をオンラインでの面談にて把握し、それぞれに適切な対応をすることが課題である。SNS等でのトラブルは水面下で進行しやすい現状を踏まえ、教員が生徒の表情や言動から、問題をいち早く察知し、すぐさま対応することが求められている。

〈いじめ問題対策の基本的な考え方〉

本校のいじめ対策委員会は、校長、副校長、教頭、生徒指導部長、各キャンパス長、養護教諭をメンバーとしている。生徒指導上の問題が生じ、「いじめ」の要素がある場合に生徒指導部長から召集される。いじめと考えられる場合、まずは情報の共有に努め様々な立場から対策を検討することにしている。

〈保護者・地域との連携〉

- 基本方針の内容を保護者の方が確認できるように学校のホームページに掲載する。
- 学校基本方針を保護者オリエンテーションで説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、三者懇談を活用したいじめ問題についての意見交換を行う。
- ワオ高HOMEや保護者季刊紙にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し活用を促す。
- インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方について啓発する。

〈学校〉

【いじめ対策委員会】

(役割)
基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
(開催時期)
生徒指導上の問題発生時
(構成メンバー)
校長、副校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、各キャンパス長、スクールカウンセラー、等

【全教職員】

〈関係機関との連携〉

(連携機関名)
岡山県総務学事課
(学校側の窓口)
・副校長

(連携機関名)
岡山県警察署
(連携の内容)
・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催
(学校側の窓口)
・副校長

〈学校が実施する取組〉

①いじめ防止のための措置

- 教員研修…教職員の指導力向上のため、具体的な事例をもとに、指導上の留意点についてスクールカウンセラーを交えた研修会を行う。
- 生徒会活動…生徒会執行部を中心にワオ高生としてのあり方を定め、生徒全体の指針を全体化していく。
- 居場所づくり…朝活への参加や、特別活動など誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- 情報モラル教育…インターネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する講演や授業を行う。
- 特別活動…特別活動やスクーリングを通して良好な人間関係づくりを考える。

②いじめの早期発見のための措置等

- 実態把握…アンケート調査や面談の実施等により、いじめの実態把握に努めるとともに、生徒が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気をつくる。（生徒へのアンケート調査：年1回／担任による生徒面談での聞き取り調査：年3回）
- 相談体制の確立…生徒・保護者からのいじめに関する相談を、担任を中心に養護教諭やメンタルカウンセラーを含めた教職員が、いつでも対応できる相談体制の整備を図る。
- 情報共有…生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。担任会議にて、生徒動向を報告し、全教職員が共通認識の上で対応する。

③いじめへの対処

- いじめの有無の確認…本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめへの組織的対応の検討…いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。暴力を伴ういじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、必ず警察と連携して対処する。
- いじめの被害にあった生徒への支援…いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒の心のケアを行い、安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう、環境の確保を図り、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。
- いじめの加害を行った生徒への指導…いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。